



18 経 第 1 3 6 7 号  
平成 18 年 1 2 月 1 9 日

大臣官房地方課長 殿

大臣官房経理課長

施工体制確認型総合評価落札方式の試行について

低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策については、これまでも講じてきたところであるが、低入札工事においては、品質確保への支障、下請業者へのしわ寄せ、安全対策の不徹底などが懸念され、適切な施工体制が確保されないおそれがあることから、当分の間、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できるかどうかを審査し、評価する新たな総合評価落札方式として、「施工体制確認型総合評価落札方式」を下記のとおり試行することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

なお、本方式を試行する場合は、「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の性能等の評価方法について」（平成15年4月22日付け15経第152号大臣官房経理課長通知）は、記3の規定を除き適用しない。

また、貴管下の施設等機関、地方支分部局、独立行政法人及び特殊法人の長への通知については、貴職から願います。

記

1 対象工事

- (1) 「工事に関する総合評価落札方式の実施について」（平成13年4月2日付け12経第2806号農林水産事務次官依命通知）の別添「工事に関する入札に係る総合評価落札方式のガイドライン」（以下「標準ガイド」という。）及び「工事に関する総合評価落札方式の実施に伴う事務手続について」（平成13年4月2日付け12経第2807号大臣官房経理課長通知）に基づき行われる工事で、全ての評価項目が標準ガイド第2I2（1）に定める必須以外の評価項目である工事のうち、部局長（農林水産省会計事務取扱規程（昭和44年農林省訓令第9号）第2条第1項に規定する部局長をいう。以下「部局長」という。）が特に適切な施工体制を確保する必要があると認める予定価格2億円以上の工事において試行することとする。なお、予定価格2億円



未満の工事であっても、部局長が必要と認める場合には試行できるものとする。

- (2) 対象工事については、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できるかどうかを審査し、評価する「施工体制確認型総合評価落札方式」の試行対象工事である旨を入札説明書等において明らかにするものとする。

## 2 評価項目

標準ガイド第2Ⅲ2の評価項目には、施工体制評価項目として品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性を設定するほか、標準ガイド第2Ⅲ10等を参考に、工事における必要度・重要度に基づき、適切に設定するものとする。

## 3 標準点、施工体制評価点及び加算点

標準ガイド第2Ⅳ4により、必須以外の評価項目について加算点を与える場合において、入札説明書等に記載された要求要件を実現できる場合に与える点数は標準点と、入札説明書等に記載された要求要件を実現できる確実性の高さに対して与える点数は施工体制評価点と、入札説明書等に記載された要求要件以外の性能等に対して与える点数は加算点と称するものとする。

## 4 配点割合

標準ガイド第2Ⅲ2の得点配分は、標準的には、次のとおりとする。

- (1) 標準点は、100点とする。
- (2) 施工体制評価点は、30点とし、2に基づき施工体制評価項目として設定された評価項目ごとに15点とする。
- (3) 加算点は、10点から70点まで（「工事に関する簡易型総合評価落札方式の実施に伴う事務手続について」（平成18年3月17日付け17経第2268号大臣官房経理課長通知）に基づき手続を行う工事においては、同通知記4にかかわらず、10点から50点まで）の範囲内で工事の内容等に応じて適切に定めるものとする。

工事の内容等に応じて加算点に係る評価項目を複数設定しようとする場合は、各評価項目の内容等に応じて適切に重み付けを行い、上記の範囲内で各評価項目の加算点を定めるものとする。

## 5 施工体制評価項目の審査・評価方法

- (1) 部局長は、どのように施工体制を構築し、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現確実性の向上につながるかを審査するため、原則として、予定価格の制限の範囲内の価格で入札したすべての者について、開札後速やかに、ヒアリングを実施するものとする。

なお、ヒアリングの実施については、その旨を入札公告において明らかにするとともに、次に掲げる事項を入札説明書において明らかにするものとする。

る。

ア ヒアリングを実施する旨

イ ヒアリングを実施する日時及び場所

ウ その他部局長が必要と認める事項

(2) 入札参加者のうち、その申込みに係る価格が予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第85条の基準に基づく価格（以下「調査基準価格」という。）に満たない者は、施工体制の確保を含め契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあることから、部局長は、価格以外の要素として性能等が提示された入札書のほかに、開札後、所定の資料の提出を求めることとする。なお、当該資料の提出については、あらかじめ入札説明書において資料の提出期限、内容等を明らかにするものとする。

(3) 部局長は、価格以外の要素として性能等が提示された入札書（施工体制の確認に必要な部分に限る。）、(1)のヒアリング、(2)の追加資料、工事費内訳書等をもとに(1)本文の審査を行い、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、その確実性の高さに応じて施工体制評価点を付与する。この場合、標準的には、6(2)に規定する判定方式により、各評価項目に3段階で評価（15点/5点/0点）するものとする。

(4) 評価に当たっては、次の方式により行うものとする。

ア 調査基準価格以上の価格で申込みを行った者は、施工体制の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあるとはされていないことから、施工体制が必ずしも十分に確保されないと認める事情がある場合に限り、施工体制評価点を満点から減点することにより評価するものとする。

イ 調査基準価格を下回る価格で申込みを行った者は、施工体制の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあることから、施工体制が確保されると認める場合にその程度に応じて施工体制評価点を加点することにより評価するものとする。さらに、部局長は、調査基準価格を下回る価格で申込みを行った者のうち、品質確保のための体制その他の施工体制が著しく確保されないおそれがある価格（予定価格の算定の前提とした各費用項目の金額に、直接工事費については75%、共通仮設費については70%、現場管理費については60%、一般管理費等については30%をそれぞれ乗じて得た金額の合計に100分の105を乗じて得た価格をいう。）に満たない価格で申込みを行った者については、審査を特に重点的に行うこととし、施工体制が確保されると認める事情が具体的に確認できる場合に限り、加点するものとする。

(5) 入札参加者が、VE提案（標準案と異なる設計及び施工方法等に関する技術提案）等の内容に基づく施工を行うことによりコスト縮減の達成が可能となること及びその縮減金額を(2)により提出を求める資料において明らかにした場合は、コスト縮減金額として部局長が認めた金額を当該入札参加者の申込みに係る価格に加えた金額を当該入札参加者の申込みに係る価格とみ

なして（４）を適用するものとする。

（６）（１）のヒアリングは、「予算決算及び会計令第８５条の基準の取扱いに関する事務手続について」（平成６年４月１９日付け６経第７５１号大臣官房経理課長通知）記第４により行う事情聴取とは異なる性質のものであることに留意すること。

（７）（１）のヒアリングに応じない者及び（２）の追加資料を提出しない者が行った入札は、入札に関する条件に違反した入札として無効とすることがある旨を入札公告及び入札説明書において明らかにするものとする。

## ６ 加算点の評価方式

加算点の評価方式は、標準ガイド第２Ⅱ５に従い、入札公告等において明らかにした性能等の技術的要件のうち、数値化できるものについては（１）によるものとし、数値化が困難で定性的に表示せざるを得ないものについては（２）又は（３）のいずれか適切なものによるものとする。

### （１） 数値方式

評価項目の性能等の数値により点数を付与する方式。

この場合、標準的には、提示された最高の性能等の数値に加算点の上限を、最低限の要求要件を満たす性能等の数値に０点を付与する。また、その他の入札参加者が提示した性能等については、それぞれの性能等の数値に応じ按分した点数を付与するものとする。

### （２） 判定方式

数値化が困難な評価項目の性能等に関して、例えば、優／良／可で評価し、判定する方式。

なお、４段階以上又は２段階で評価し、判定することもできるものとする。

### （３） 順位方式

数値化が困難な評価項目の性能等に関して、入札参加者を順位付けし、順位により点数を付与する方式。

この場合、標準的には、入札参加者の最上位者に加算点の上限を、最下位者に０点を付与し、中間の者には均等に按分して点数を付与するものとする。

## ７ その他

（１） 施工体制評価点が低い者に対しては、加算点の付与を慎重に行うこととする。

（２） 施工計画書等に記載された内容が適切でないため、入札説明書等に記載された要求要件を満たすことができないと認められる場合には、入札参加者が価格以外の要素として提示した性能等を採用しないこととし、標準点を与えないものとする。

（３） 本方式の対象工事においては、開札後に価格以外の要素である性能等の

評価を行うこととなるため、性能等の評価については、公正、公平な審査を通じて適切に行うよう特に留意すること。

附 則

この通知は、平成19年1月1日以降に入札手続を開始する工事から適用する。

